

結婚活動推進事業イベント企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 審査の目的

公募型プロポーザル方式により、結婚活動推進事業イベント企画運営等業務委託に係る民間事業者の最優秀提案者を決定するため、参加事業者から提出された企画提案書等の内容を客観的に審査する。

2 審査の対象者

審査の対象者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 新温泉町結婚活動推進事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で規定する町負担金の上限額を超えない提案かつ、参加資格要件を満たす者。
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要なすべての書類を適正に作成し提出した者。

3 審査の方法

企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの結果は、各選定委員が審査基準及び評価表に示す審査項目の審査の観点ごとに得点化率の平均（小数点第2位を四捨五入）を算出し、配点に乗じたものとする。

(1) 6段階評価表

評価	評価基準	得点化方法		
A	優れた提案である	配点	×	1.0
B	満足できる提案である	配点	×	0.8
C	平均的である	配点	×	0.6
D	物足りなさを感じる／内容が若干乏しい	配点	×	0.4
E	満足できない	配点	×	0.2
F	評価できない	配点	×	0.0

(2) 提案見積額の得点化方法

提案見積額における評価得点は、次の算式により得た数字（小数点第1位を四捨五入）を得点とする。

$$\text{得点} = \text{配点} \times \text{最低見積額} / \text{当該事業者見積額}$$

- (3) プレゼンテーションにおける説明内容で、企画提案書に記載がないものについては審査の対象外とする。
- (4) 選定委員はプレゼンテーションの質疑終了後、別表の審査基準及び評価表に基づき審査を行う。
- (5) 選定委員の得点を参加事業者ごとに合計し、総合得点とする。

4 最優秀提案者及び次点者の選定

- (1) 3の方法により審査を行い、総合得点が最も高い者を最優秀提案者とし、その次に得点が高い者を次点者とする。
- (2) 総合得点が満点の60%未満の評価点となった場合は、その参加事業者は最優秀提案者となりえないものとする。
- (3) 総合得点が最も高い者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を最優秀提案者とし、価格も同額の場合については、当該業者から価格のみを再提案させ、金額が最も安価な者を最優秀提案者とする。